

## 《普通自動車運転免許等費用補助金について（要項）》

### （1）受給資格・対象者

交通遺児育英会の奨学生が、都道府県公安委員会指定の自動車教習所・自動車学校（以下「自動車教習所」）に入所し、卒業検定に合格のうえ卒業証明書が発行された者。

●次の場合は、補助金支給の対象になりません

- (ア) 奨学生として正式採用決定される前に自動車教習所に入所した場合。
- (イ) 自動車教習所の卒業日時点で奨学金が停止・休止の場合
- (ウ) 学校卒業による奨学金終了後6か月以内に自動車教習所を卒業しなかった場合
- (エ) 自動車教習所を卒業後3か月以内に補助金申請書類を提出しなかった場合

### （2）補助金対象の運転免許と給付額

「普通自動車運転免許」\*または「準中型自動車運転免許」\*を取得するために公安委員会指定の自動車教習所に支払った入所金や教習費用の全額を給付。ただし上限を300,000円とします。

※ いずれも第二種運転免許（商業目的で貨物・人を運ぶ運転免許）は対象外です。

### （3）補助金申請書類

申請は1回限りとし、以下の書類を自動車教習所の卒業後速やかに当会に提出ください。

① **自動車運転免許当取得費用補助金給付願**（本書に添付）

② **卒業した自動車教習所発行の卒業証明書**（写し）

●この卒業証明書は、運転免許試験場で運転免許を申請（学科試験含む）する際に提出しますので、必ず事前にコピーを取って給付願いに添付してください。  
万一、コピーを取らなかった場合は、指定自動車教習所から「卒業確認書」（当会に請求ください）を発行してもらってください。卒業確認書が発行されない場合は、補助金は支給されません。

③ **自動車教習所に支払った教習費用の領収書または支払明細書**（写し）

●領収書または支払明細書には、自動車教習所名、費用名、支払金額、支払などの記載が必要です。

【注意】インターネットで、クレジットカードや電子マネーなどにより教習費用を支払う場合は、必ずWeb領収書または決済受付・完了画面（上記と同じ明細）を印刷して、給付側に添付してください。

※領収書または教習費用の支払いを証明する印刷物がない場合には、補助金を支給できませんのでご注意ください。

④ **その他**

自動車教習所の卒業が当会奨学金の終了後（廃止後）になる場合には  
自動車教習所の入所日・教習日が奨学生のときであったことが記載された  
「教習原簿」のコピー・記録書面等を添付してください。

### （4）申請の締切りと補助金給付日

1. 上記の申請書類は毎月月末まで当会必着で提出してください。ただし自動車教習所を卒業後3か月以内に提出ください。
2. 補助金は、申請書類を月末に締切り・審査後、翌月15日に、奨学金の振込口座に送金します。